



人口と世帯

総人口 50,131 人 (+ 55)
男 性 25,006 人 (+ 26)
女 性 25,125 人 (+ 29)
世帯数 22,106 世帯 (+ 62)

7 月 1 日現在、常住人口ベース
※ () 内は前月比、総務課調べ

町ホームページ 情報発信中！

町公式ホームページ
において町の
情報を発信してい
ます。



防災行政無線 フリーダイヤル

防災行政無線で放送された
内容は、下記フリーダイヤルの
電話番号から確認することがで
きます (通話料は無料です)。

☎0120-131-813

あみメール登録 お願いします

スマートフォン等で
t-ami@sg-p.jp まで空
メールを送信していただくか、
右記二次元コード
を読み取り、専用
サイトから登録し
てください。



公式 X YouTube LINE 情報発信中！

町公式 YouTube チャンネル、
町公式 X、町公式 LINE において
も町の情報を発信しています。

▼公式 X ▼YouTube ▼LINE



広報 あみ 8

2024
No.761

主な内容

災害に備えて自宅の安全を確保
しよう！ … 3

『避難行動要支援者登録制度』
登録および変更について … 4

あなたのちからを地域防災に生かしませんか
消防団員募集！ … 5

注意！
あなたの土地が狙われています … 6

徘徊高齢者家族支援サービスを
ご活用ください … 7

今月の表紙

7 月 6 日、県立カシマ
サッカースタジアムで鹿島
アントラーズフレンドリー
タウンデイズ「阿見の日」
が牛久市の「牛久の日」と
同時開催されました。

町の特設ブースでは、特
産品の阿見グリーンメロ



ン、れんこんなどを使用した物販や町公式マスコットキャラク
ター「あみっぺ」とのじゃんけん大会が行われ、勝者のなかから
抽選で 2 人に大玉スイカがプレゼントされ、大いに盛り上がりま
した。

災害に備えて 自宅の安全を確保しよう!

地震は時と場所を選ばず、いつでも起こりうる可能性があります。

災害対策には、「防災」のほかに「減災」という考え方もあります。

今回はその「減災」にスポットを当てて、自宅でもできる減災の例を紹介していきます!

そもそも減災って・・・??

自然災害は避けられないので、災害が起きた際にその被害を最小限にする取組

自宅でできる減災

☑ タンスや食器棚などの家具を固定する

家具を固定することで、寝ているときに倒れてくる心配を減らし、命と家財を守ることができます。また、壁や天井に固定するだけでなく、引出しや扉の飛出し防止もしておく、より安心です。

☑ ガラス破片の飛散防止をする

食器棚や窓ガラスに飛散防止のフィルムを貼り、割れてしまったときの二次被害を防ぐことができます。

☑ 出口へのルートを妨げないようにする

部屋の出口や玄関など、避難する際に道がふさがれてしまうと逃げ道がありません。家具が倒れても扉をふさがない、物が落ちて通路を妨げないように配置してみましょう。

☑ 重心を下げる

食器棚や本棚にある重いものは下の方に入れておくと、ぐらつきが低減され、より安定します。

阿見町職員も石川県への災害支援で、現地の被災状況を目の当たりにしました。
大切な命と財産を守るために、これを機に自宅で試してみましょう!



防災情報を確認しましょう!

阿見町防災ハンドブック

町のハザードマップ、平時の備え、避難所の一覧、防災情報の取得の仕方など、防災に必要な情報が記載されている防災ハンドブックをご活用ください。

※阿見町役場、各公民館等、うずら出張所、図書館、さわやかセンター、予科練平和記念館、児童館、福祉センターまほろば、阿見消防署にて配布しております。

そのほか停電情報は東京電力のフリーダイヤル(☎0120-995-003)
やホームページ(右記二次元コード)で確認できます。



防災危機管理課 ☎888-1111(内線277)

「避難行動要支援者登録制度」 登録および変更について



地域全体で避難行動要支援者を見守ります

「避難行動要支援者」とは、大地震等の災害が起こったとき、自力での避難が難しく、支援を必要とする人です。「歩行が困難」「周囲の状況がわからない」「身近に支援をしてくれる人がいない」などの理由により、避難行動要支援者は、地域で孤立してしまう恐れがあり、地域全体で要支援者の皆さんを見守る必要があります。



避難行動要支援者個別台帳へご登録ください

町では、要支援者本人またはその家族などの申請により、「避難行動要支援者個別台帳」を作成しています。その情報は、平常時から警察機関、消防署、民生委員・児童委員、区長及び自主防災組織等と共有し、要支援者の皆さんを支援する地域活動のために活用します。

※避難行動要支援者情報を共有するにあたり、秘密の厳守・目的外使用および第三者への提供の禁止を義務付け、適正な管理を行います。

登録にあたってのお願い

この制度は、地域の助け合いによって、少しでも災害時の被害を減らそうとするものです。登録したからといって、確実な支援や安全を保障するものではありません。支援を希望する人自身も、常に自分の身は自分で守るという意識を持って、災害に対し備えておくことが重要です。

在宅者であり、下記のいずれかに該当する方

対
象

- ① 65歳以上の一人暮らしの人、または65歳以上の人のみの世帯
- ② 介護保険で要介護3以上の認定を受けている人
- ③ 身体障害者手帳(1・2級)の交付を受けている人
- ④ 療育手帳(A・A)の交付を受けている人
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級を受けている人
- ⑥ 難病患者
- ⑦ 乳幼児・共働きまたはひとり親家庭等の児童
- ⑧ その他本人等からの申し出があり、町長が避難支援等の必要を認めた人

※障害者手帳はないが透析を行っている、2人世帯だが日中は要支援者のみ 等

申
込
・
登
録
の
流
れ

- ①『町災害時避難行動要支援者登録申請書兼個人情報提供同意書(個別計画)』を記入
- ②『町災害時避難行動要支援者登録制度個別台帳』への登録
 - ▼記載されている情報を基に、台帳の作成・登録を行います
- ③『救急医療情報キット』の配布
 - ▼台帳への登録完了後、登録者へ民生委員がお届けします。当キットには緊急時の救命作業を迅速に行うための救急医療情報が記載された用紙が入っています

避難行動要支援者登録を されている方へ

既に避難行動要支援者の登録を済ませている方で、登録内容に変更があった場合には、必ず変更申請または社会福祉課に連絡をお願いします。

社会福祉課 社会福祉係 ☎888-1111(内線163)



あなたのちからを地域防災に生かしませんか

消防団員募集！



消防団員とは？



消防団員は地域住民の安全安心な暮らしをまもるため、日夜にわたり活躍する有志で構成されています。消防団の活動を通じて得られた防災に関する知識や経験は、必ず自分とその家族を守るちからとなります。自らの手で自分の大切なものを守るため、ぜひ消防団に入団しましょう。



活動中の女性消防団員の皆さん

消防団のおもな活動

消防団の活動は多方面にわたり、消防署と協力して任務にあたります。

(男性) 火災時の消火活動や交通誘導、風水害・大地震時の避難誘導、行方不明者捜索、各種訓練および出初式等行事の参加、水利点検等

(女性) 防火防災教室、消防団員啓発活動等

消防団の待遇

- ①年額報酬の支給あり(36,500円～)
- ②災害および訓練等の出場報酬の支給あり(2,000円～8,000円/回) ※時間や内容によって異なります
- ③5年以上の勤務で退職報奨金の支給あり(200,000円～)
- ④活動時のけがなどに対する補償や入院見舞金を支給する福祉共済制度あり
- ⑤制服・活動服など活動に必要なものは支給します
- ⑥消防団員への助成制度あり
3.5t以上の車両を運転するための、準中型自動車免許取得に要する費用を、2分の1に相当する額(10万円まで)を補助します。

消防団員になるには？

- ①町内に在住または通勤・通学している
 - ②18歳以上である ③健康である
- 上記を満たし、入団を希望する人は下記問い合わせ先までご連絡ください。



男性消防団員によるポンプ放水訓練の様子

消防団の組織

消防団長を筆頭に副団長、指導員からなる消防団本部と15の分団で構成されています。また機能別分団として、女性消防部、役場消防部があります。

分団管轄行政区一覧

名称	担当区域
第1分団	中郷東 中郷西 西郷 阿見台
第2分団	立ノ越 青宿 新町
第3分団	岡崎 廻戸 大室 霞台 曙東 曙南 レイクサイドタウン
第4分団	北 宿 西方
第5分団	中央東 中央西 中央南 中央北 富士団地 鈴木 白鷺団地
第6分団	三区上 三区下 一区南 一区北 上郷
第7分団	住吉 二区南 二区北 一区 本郷
第8分団	上本郷 シンワ 下本郷 中根

名称	担当区域
第9分団	実穀 寺子 筑見区 上長 上小池 下小池
第10分団	福田 大砂 上吉原 中吉原 下吉原 よしわら 新山
第11分団	君島 石川
第12分団	堀 追原 上条
第13分団	大形 飯倉 飯倉二区
第14分団	上島津 下島津 南島津 南平台一丁目 南平台二丁目 南平台三丁目
第15分団	掛馬 竹来

防災危機管理課 消防係(消防団事務局) ☎888-1111(内線279)

～廃棄物の不法投棄・残土の無許可埋立て～

注意!

あなたの土地が狙われています

今年4月、阿見町内で大量の土砂(改良土)を、必要な許可を得ずに埋め立てる事案が発生しました。

悪質な業者等から遊休地等の土地利用を求められ、安易に同意してしまうと、大切な土地に廃棄物を不法投棄されたり、質の良くない土砂を短期間で大量に埋め立てられてしまいます。こうした被害を防ぐためには、「土地の有効活用の話があっても、安易に土地を貸さない」という意思を持つことが必要です。

町では、私有地に不法投棄されたごみを回収することはできないため、不法投棄等の行為者が不明、もしくは撤去しない場合は、土地所有者や管理者が自ら処分することになってしまいます。空き地、山林、休耕地など、人の目が届きにくい土地は、特に狙われる傾向があります。



不法投棄・不適正残土埋め立ての防止対策

- 土地の有効活用の話があっても、安易に土地を貸さない。
- 自分だけで判断せず、周りに相談する。
- 必要な許可を受けているか等、不審な点は市町村や県に相談する。
- 相手方や事業の内容をきちんと確認し、不明な点は書面で提出させる。
- 契約は、内容を理解したうえで、必ず書面で結ぶ。
- 近隣にお住まいの方と協力し合い、不審者や見慣れない車などに目を光らせ、情報を共有する。
- 敷地周囲に柵、ネット、ロープなどの囲いを設け、侵入防止策をとる。
- こまめに足を運び状況確認を行う。
- 草刈りや枝払いをして視界を広くし、清潔にする。



令和5年の不法投棄現場

※右の「不法投棄禁止看板」等の看板が必要な場合は、町廃棄物対策課までお問い合わせください。



野焼き・不法投棄・大量の土砂の埋め立て等を見つけたら不法投棄 110 番(☎0120-536-380)へ

受付時間: 平日の8時30分～17時15分です。 ※受付時間外は牛久警察署まで。

お問い合わせ

- 牛久警察署 ☎871-0110
- 県廃棄物規制課 ☎029-301-3035
- 町廃棄物対策課(霞グリーンセンター内) ☎889-0281

※茨城県では、産業廃棄物の不法投棄や残土の不適正処理事案の早期発見に資するため、「不法投棄等情報提供報奨金制度」を実施しております。

- 茨城県に対し、事案の解決(廃棄物の撤去等)に特に貢献する情報を提供した方が対象となります。
- 1事案あたり1万円を基本とし、事案解決にかかる通報の重要性・貢献度等を考慮し決定します。
- 茨城県ホームページ内の報奨金制度照会ページも御覧ください。



▲報奨金制度照会ページ

廃棄物対策課(霞グリーンセンター内) ☎889-0281

徘徊高齢者家族 支援サービスをご活用ください

高齢福祉課では、徘徊等の緊急時に迅速に対応できるように、徘徊が見られる在宅の高齢者を介護しているご家族に対して、GPS 発信機の貸与や QR コードシートの配付を行っています。

高齢者の徘徊の原因と家族の心構え

徘徊は、認知症の症状の一つです。認知症は、さまざまな原因で脳の働きが悪くなり、記憶力や判断力などが低下し、日常生活にまで支障が出る状態です。

認知症の人の外出の多くは、ご本人なりの目的や理由があるとされています。そのため、ご家族は認知機能の程度によらず徘徊する可能性があること、徘徊はいつ発生するか分からないことを意識しておく必要があります。また、事前に以下の対策をすることも有効です。

- ① GPS 発信機や QR コードシートを利用する
- ② 介護サービスを利用する
- ③ 本人に外出時の行先や理由を聞いておく
- ④ 服や持ち物に名前や住所を書いておく
- ⑤ 近所の人やよく立ち寄る場所、交番に一人で歩いていたら連絡するように伝えておく

もしも徘徊してしまったら…

緊急通報（110 番、119 番）を行うと、緊急通報を行った場所に関する位置情報が緊急通報受理機関に自動的に通知され、おおよその居場所が特定できます。（携帯電話の機種によっては対応しておらず、居場所が特定できない場合があります。）

徘徊している人が携帯電話をお持ちの場合、警察や消防に電話連絡するように連絡してください。

重要なのは「早期届出」と「早期捜索開始」です。行方不明になってから時間が経過してしまうと発見率が大幅に低下します。気づいたらすぐに警察に通報し、周囲に捜索の協力を求めてください。

徘徊高齢者家族支援サービス

阿見町に住民登録がある65歳以上の徘徊が見られる高齢者を介護している家族・介護者の人へGPS発信機の貸出とQRコードシートの配布を行っています。

※医療機関に入院している人や施設に入所している人は対象外です。

①GPS 発信機貸出

本体を徘徊がみられる高齢者に携帯させることで、当該高齢者の位置情報を検索できます。

②QR コードシート配布

普段身につける物（財布、杖、衣服など）に QR コードシールを貼り付けておくことで、警察や通行人が当該高齢者を発見した際に QR コードシールを読み取るとコールセンターの連絡先が表示されます。



▲GPS 発信機



▲QR コードシール

事業の詳細や申し込み方法については町ホームページをご覧ください。▶



高齢福祉課高齢福祉係 ☎888-1111(内線142・144・743)

地域で活躍する シルバークラブ

シルバークラブの設立と会員の参加をお待ちしています

シルバークラブとは？

おおむね60歳以上の方が地域を基盤に社会貢献活動や生きがいづくり、健康づくりを行う、高齢者の全国的な自主組織です。

現在、町では34のシルバークラブ、会員総数1,500人以上の高齢者の皆さんが、はつらつと活動しています。



シルバークラブの目的・効果

- 生きがいづくり** 趣味やスポーツを通じて、充実したシニアライフを過ごせます。
- 健康づくり** スポーツ等で体を動かすことにより、転倒予防や健康増進につながります。
- 仲間づくり** 活動を通じて、幅広い年代の方と交流を深めることができます。
- 地域貢献** ごみ拾いや通学時の見守り活動などの地域活動の担い手となります。

この他に、災害時の助け合いでの円滑な連携など、互いに助け合い支え合う地域社会づくりに貢献しています。

シルバークラブの加入方法

地域のシルバークラブに加入する

お住まいの地域にシルバークラブがある場合は、そのクラブに加入することができます。
地域のシルバークラブの会長または町シルバークラブ連合会までご相談ください。
※地域にシルバークラブが無い場合でも、地域を問わずにどなたでも加入できるシルバークラブもありますので、加入を希望される方は町シルバークラブ連合会までご相談ください。

新規シルバークラブを立ち上げる

町内在住の高齢者20人以上で新規シルバークラブを立ち上げることができます。
町シルバークラブ連合会までご相談ください。

その他ご不明な点がある場合は、高齢福祉課または町シルバークラブ連合会までお気軽にお問い合わせください。

町からの補助金

町では、シルバークラブの設立に向けた相談や設立後の補助金交付などにより、活動を支援しています。
町シルバークラブ補助金交付要綱により、右記の補助金交付を受けることができます。
※年度途中で設立されたクラブは月割の額になります。

会員数	年間補助金額
20人以上 29人以下	30,000円
30人以上 49人以下	48,000円
50人以上	60,000円

活動内容

令和6年度 春のウォーキング会の開催

本格的な長寿社会を目前にして、高齢者の生きがいと健康維持のため手軽に楽しくできるウォーキングです。
4月5日、春爛漫の桜の花を見ながらの「君原散策コース」約3.9キロを62人の参加者が、楽しく、気持ち良い汗を流しました。



令和6年度 パタンク大会の開催

5月12日 令和6年度パタンク大会が、吉原交流センターグラウンドで行われました。14単位クラブ、24チームの93人が参加されました。この大会で優勝したチームは、「第29回県健康福祉祭いばらきねりんスポーツ大会」に参加します。入賞されたチームの皆さん、おめでとうございます。

▼優勝：筑見シルバークラブAチーム ▼準優勝：上郷一粒会Bチーム
▼第三位：レイクサイドさやっぽ歩会Aチーム



令和6年度 町民グラウンドゴルフ大会の開催

5月24日、町総合運動公園陸上競技場で、開催された令和6年度町民グラウンドゴルフ大会に、115人が参加されました。この大会の成績上位（男性3人、女性3人）は、10月29日に開催される「第29回県健康福祉祭いばらきねりんスポーツ大会」への出場権を獲得しました。

入賞者の皆さん、おめでとうございます。

●男性の部（敬称略）

▼優勝：蛸名 幸吉（白鷺シルバークラブ）
▼準優勝：大崎 顕二（曙敬友会）
▼三位：上村 啓男（二区北日の出クラブ）

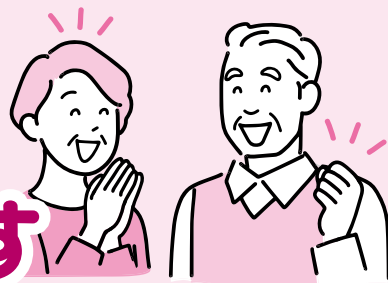
●女性の部（敬称略）

▼優勝：上村 貞美（一般参加）
▼準優勝：栗山 文子（塙清明会）
▼三位：福永 トミ子（西方芳寿会）



町シルバークラブ連合会 ☎875-6950 高齢福祉課 ☎888-1111(内線 142・144・743)

住み慣れたまちで安心して暮らすために お年寄りの毎日を支えます



町で利用できる65歳以上の高齢者の関連サービスを紹介します

■高齡福祉課 ☎ 888-1111 (内線 142・144・743)

シニアカード	町内に居住する65歳以上の人へ協賛店舗から割引やポイント加算等のお得なサービスを受けられるカードを配付します。
高齡者見守り サポート事業 (旧：緊急通報システム)	ひとり暮らしの高齡者・世帯全員が75歳以上の高齡者世帯等に緊急通報装置と人感センサーを設置し、迅速・適切な対応を図り不安の解消と生活の安全を確保します。急病・災害等の緊急時に緊急通報ボタンを押すと支援センターにつながり、親族等への連絡や救急車の手配をします。人感センサーはお部屋で一定時間動きがないと、支援センターに自動的に通報し対応します。また、月に一度利用者の状況を確認します。 ▼個人負担があります ▼ご利用頂くには何らかの電話回線契約が必要です（携帯電話のみでも設置可能）
要介護認定者 福祉タクシー 利用料金助成事業	要介護1～5の認定を受けていて、外出時に常時車いすやストレッチャーに乗ったままの移動を必要とする人に、利用者宅と特定の医療機関等の往復に必要な福祉タクシー費用の一部を助成します。（社会福祉課から「障害者福祉タクシー利用券」の交付を受けている人、自動車税や軽自動車税を減免されている人、施設に入所している人は対象外になります） ▼助成限度額：1回につき4,000円（片道を1回として年間最大24回まで）
日常生活用具 給付事業	ひとり暮らしの高齡者または世帯全員が75歳以上の高齡者世帯で住民税が非課税である世帯に属する人に、電磁調理器等を給付します。 ▼個人負担があります
シルバーカー 購入費助成事業	住民税が非課税の世帯に属し歩行が困難であると民生委員が確認した人で、シルバーカーを購入した人に対して助成金を交付します。シルバーカー購入日から30日以内に申請が必要です。 ▼領収証またはレシートが必要です（助成限度額：5,000円）
福祉電話貸与事業	低所得で電話機を有していないひとり暮らしの高齡者に電話機を貸与し、利用料金の一部を助成します。
家族等介護用品 支給事業	介護保険で要介護3以上（要介護3の人は、排尿または排便の介助が必要な人）と認定された住民税非課税の人在宅で介護する家族などに、紙おむつ・尿取りパッドを希望により支給します。 ▼要介護1・2の人は対象外です
徘徊高齡者家族 支援サービス事業	徘徊の見える在宅の高齡者を介護する家族に、GPS発信機の貸与や、QRコードシートの配付を行い、徘徊・そのほかの緊急時に迅速に対応できるようにします。 ▼GPS発信機を紛失・破損した場合の費用やQRコードシートの追加購入費用は個人負担
生活管理指導 短期宿泊事業	介護保険で自立と認定されたひとり暮らしの高齡者などで、日常生活に支障がある人を対象に、短期宿泊（原則7日以内）による生活指導・支援を行います。 ▼同一世帯の住民税課税状況により個人負担額が異なります
要介護者等 緊急短期宿泊事業	介護保険利用限度超過者で、家族の介護を受けられず緊急で入所が必要な人を対象に短期宿泊（原則7日以内）による支援を行います。 ▼同一世帯の住民税課税状況・要介護度などにより個人負担額が異なります
高齡者住宅 リフォーム助成事業	介護保険で要支援・要介護と認定され、住民税が非課税の世帯に属する高齡者などに対し、日常生活で直接利用する住宅の改造経費の一部を助成します。 ▼補助限度額：10万円（必要経費の二分之一）
成年後見制度 利用支援事業	認知症高齡者・知的障害者・精神障害者（本人に配偶者または2親等以内の親族がいない人）等、判断力の十分でない人が各種手続きや契約を行うときに不利にならないようにするため、成年後見制度を利用する際の申立や申立費用等を支援します。 ※知的・精神障害者は社会福祉課障害福祉係で受付 ▼助成額：所得などにより異なります
エアコン購入費 助成事業	住民税が非課税であり、町税等の滞納がない65歳以上の高齡者のみで居住する自宅にエアコンのない世帯に対して、熱中症等の健康被害防止のため、購入・設置した新品エアコン（天井・壁等に固定して使用するエアコン）の購入費および設置費用を補助します。 ▼エアコンの購入前に申請が必要です（補助額：1世帯あたり、エアコンの購入および設置に要した費用または50,000円のいずれか少ない金額） ▼生活保護を受給している世帯は対象外です ▼持ち家でない場合、所有者同意が必要です ▼事前申請せずに購入・設置した場合は対象外です

■高齡福祉課 888-1111 (内線 142・144・743) / 社会福祉課 (内線 165) : 利用申請に関すること /
 廃棄物対策課 889-0091 : ごみの出し方・収集に関すること

高齡者等ごみ出し 支援事業	町内に居住する人で、家族や親族、近所の人などから協力を得ることができない、下記のいずれかに該当する人に対し、ごみの戸別訪問収集を行います。利用料金は不要です。 ▼ 65 歳以上の人であって、要介護 2 以上に認定された人 ▼ 身体障害者手帳の交付を受けた人で、視覚または肢体不自由の障害程度等級が 1 級または 2 級に該当する人
------------------	--

■健康づくり課 (総合保健福祉会館内) 888-2940

つるかめ教室	運動普及推進員が介護予防のための簡単な体操・ストレッチ・レクリエーションを行います。 ▼対象：10 人以上の高齡者団体 ▼実施回数：月 1 回 ▼実施場所：地区公会堂など
健康相談	健康に関する個別の相談に、保健師・栄養士が応じます。

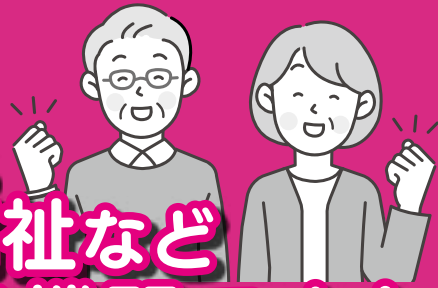
■町社会福祉協議会 887-0084

給食サービス事業	65 歳以上の虚弱なひとり暮らしの高齡者などに、調理ボランティアによるお弁当（昼食）を配達・訪問ボランティアにより自宅へ届けます。 ▼利用期日：毎月第 2・4 水曜日（祝日、7・8 月の夏季を除く）
生活援助型 食事サービス	配偶者以外の同居の家族がいない 65 歳以上の高齡虚弱または心身の障害により自ら調理することが困難な人が、申請により認定された場合、夕食を配達し自立生活を支援します。 ▼利用期日：毎週月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） ▼利用料（個人負担分）：1 食あたり普通食 410 円・特別食 570 円
心配ごと相談	生計・家族・財産などに関する悩みごとの相談を受け、日常生活の不安解消を図ります。 ※詳細は裏表紙（定例相談）参照
ふれあい電話	申請された 65 歳以上のひとり暮らし宅に電話をかけ、安否確認や孤独感の解消を目的として日常のお話相手をするふれあい型の電話サービスです。 ▼実施期日：火・木曜日午後 1 時 30 分～3 時（祝日・年末年始を除く）
在宅福祉（有償） サービス事業	会員方式（利用会員・協力会員）による有料の在宅福祉サービスを提供します。 ▼登録会員方式：利用会員・協力会員 ▼サービス内容：食事の支度・衣類の洗濯・補修、住居等の掃除・整とん、生活必需品等の買い物、通院・散歩等外出時の付き添い、介護者外出時の留守番、日常生活上の相談・助言、役場・病院等への連絡手続き、そのほか軽易な身の回りの世話 ※大掃除、身体介護は行いません ▼利用日時：毎日午前 7 時～午後 7 時（年末年始を除く） ▼利用料：1 時間 600 円
車いす貸出事業	町内在住の人に、一時的（1 ヶ月を限度）に車いすを貸し出します。
低床カー貸出事業	車いすごと乗れる軽自動車を 2 日間限度で貸し出します。 ▼負担：1 km あたり 10 円のガソリン代がかかります
日常生活 自立支援事業	認知症の高齡者や知的・精神的に障害のある人等、判断能力が不十分で、かつ親族などの援助が得られない人に対し、福祉サービスの利用手続きの援助や日常生活の金銭管理、書類の預かりサービス等を行い、日常生活を支援します。 ▼利用料：福祉サービスの利用手続きの援助・日常生活の金銭管理サービス（生活支援員派遣による援助）1 時間あたり 1,100 円※別途交通費の負担あり ▼書類預かりサービス（保管料）：1 か月あたり 500 円 ※どちらのサービスも生活保護受給者は免除

■地域包括支援センター 887-8124

高齡者に 関する総合相談	介護や福祉・高齡者虐待等の高齡者に対する福祉の総合的な相談・支援を行います。また、要支援者・事業対象者のケアプランの作成・支援やケアマネジメントを行います。
家族介護支援事業	①介護する人同士の交流や情報交換の場を提供する介護者交流会を開催します。 ▼対象者：在宅で介護している人 ②介護・福祉に役立つ知識や技術の習得を目的とした介護教室を開催します。 ▼対象者：在宅で介護している人や近くで支援している人、介護に興味をお持ちの人

地域包括支援センターは、 高齢者に関する介護・福祉など 総合的な相談に応じる機関です！



保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士が連携し、
高齢者のみなさんの生活を支えています！！

介護や健康のこと

要支援 1・2 と認定された方や事業対象者の生活全般についての相談や、その他介護のこと全般についての相談、介護予防プランを作成いたします。

介護予防ケアプランとは？

要支援 1・2 と認定された方や事業対象と認定された方に対して、具体的な目標やそれを達成するために利用するサービス等をもちこんだ計画です。

例) 要支援 1・2 で利用できるサービス

- 介護予防通所リハビリ（デイケア）
- 介護予防訪問看護 など…

例) 事業対象者が利用できるサービス

- 訪問型サービス
- 通所型サービス など…

権利を守ること

高齢者の方が尊厳のある生活を送ることができるよう虐待を早期に発見したり、成年後見制度を紹介したりと、高齢者の方の権利を守り、安心して生活できるよう支援いたします。

成年後見制度とは？

認知症の高齢者など、判断能力が十分でない方などの権利や財産を守り、支援していく制度です。

高齢者虐待について…

高齢者に対して「叩く、殴る」「介護を放棄する」などの行為を指します。虐待を発見したときには、地域包括支援センターや高齢福祉課にご相談ください。

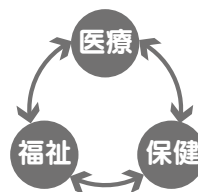
さまざまな相談ごと

介護に関することだけでなく、福祉全般に関する日常生活のさまざまな相談をお受けいたします。

- 例) ●高齢者に関する介護保険以外のサービスを知りたい
●地域にひとり暮らしの方がいて心配 など…

暮らしやすい地域のために

高齢者の方が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、さまざまな関連機関（医療・保健・福祉）とのネットワークづくりに力を入れています。



阿見町地域包括支援センター 阿見町社会福祉協議会
阿見町総合保健福祉会館（さわやかセンター）内 ☎ 887-8124 FAX 887-0092

お知らせ
します！

昨年度の 介護保険利用状況

高齢者人口の推移

高齢者の人口はここ数年増加傾向で、3月末現在13,706人となり、総人口（常住人口）に占める割合は27.4%となっています（表1参照）。

▼表1：総人口と高齢者人口（3月末現在）

項 目		令和 6 年	令和 5 年	比較増減
総 人 口		49,981 人	49,805 人	176 人
高齢者人口	前期高齢者 (65～74 歳)	6,347 人	6,619 人	△ 272 人
	後期高齢者 (75 歳以上)	7,359 人	7,063 人	296 人
	合 計	13,706 人	13,682 人	24 人
	高齢者割合 (高齢化率)	27.4%	27.5%	△ 0.1%

要介護認定状況

3月末現在、要支援または要介護の認定を受けている人は2,111人となっています（表2参照）。このうち第1号被保険者（65歳以上の人）は2,047人で、認定率は14.9%となっており、認定者数も増加しています。

▼表2：要介護認定状況（3月末現在）

要介護度	令和 6 年	令和 5 年	比較増減
要支援 1	142 人	124 人	18 人
要支援 2	179 人	154 人	25 人
要介護 1	710 人	710 人	0 人
要介護 2	331 人	314 人	17 人
要介護 3	254 人	266 人	△ 12 人
要介護 4	301 人	295 人	6 人
要介護 5	194 人	190 人	4 人
合 計	2,111 人	2,053 人	58 人

介護サービス利用状況

3月のサービス利用状況では、表2の認定者2,111人のうち1,267人が居宅サービス（表3参照）、170人が地域密着型サービス（表4参照）、445人が施設サービス（表5参照）を利用しています。このように、認定者数の増加に伴い、サービス別の利用者数も増加しています。また、施設種類別の利用者の内訳は表6のようになっています。

▼表3：居宅サービス受給者数（3月サービス分）

要介護度	令和 6 年	令和 5 年	比較増減
要支援 1	40 人	35 人	5 人
要支援 2	102 人	84 人	18 人
要介護 1	537 人	536 人	1 人
要介護 2	241 人	235 人	6 人
要介護 3	132 人	139 人	△ 7 人
要介護 4	137 人	126 人	11 人
要介護 5	78 人	63 人	15 人
合 計	1,267 人	1,218 人	49 人

▼表4：地域密着型サービス受給者数（3月サービス分）

要介護度	令和 6 年	令和 5 年	比較増減
要支援 1	0 人	0 人	0 人
要支援 2	1 人	0 人	1 人
要介護 1	67 人	63 人	4 人
要介護 2	37 人	25 人	12 人
要介護 3	18 人	20 人	△ 2 人
要介護 4	30 人	34 人	△ 4 人
要介護 5	17 人	13 人	4 人
合 計	170 人	155 人	15 人

▼表5：施設サービス受給者数（3月サービス分）

要介護度	令和 6 年	令和 5 年	比較増減
要介護 1	39 人	37 人	2 人
要介護 2	52 人	42 人	10 人
要介護 3	106 人	94 人	12 人
要介護 4	147 人	125 人	22 人
要介護 5	101 人	107 人	△ 6 人
合 計	445 人	405 人	40 人

▼表6：施設種類別受給者数（3月サービス分）

要介護度	令和 6 年	令和 5 年	比較増減
介護老人福祉施設（特養）	208 人	187 人	21 人
介護老人保健施設（老健）	228 人	214 人	14 人
介護療養型医療施設（療養型）	1 人	0 人	1 人
介護医療院	9 人	6 人	3 人
合 計	446 人	407 人	39 人

*入退所の重複等があるため、表6の「施設種類別受給者数」と合わない場合があります

こんなときには申請を…

国保の給付



高額療養費

国保被保険者（加入者）が医療を受けたとき、次のような場合には、医療機関に支払った医療費の一部が申請により支給されます。

70 歳未満の人

月ごと、入院・外来ごと、医科・歯科ごとに分けて、自己負担額が 21,000 円以上のものが高額療養費の計算対象となります。ただし、医療機関から処方箋が発行されて調剤薬局で薬を処方された場合、その一部負担金は医療機関でかかった一部負担金と合算します。

●自己負担額の計算方法

- ▽月の 1 日から末日までの 1 か月（暦月）ごとの受診で計算
- ▽病院・診療所ごとに計算
- ▽一つの病院・診療所でも歯科は別計算。また、外来・入院も別計算
- ▽入院時の食事代や差額ベッド代など、保険診療の対象としないものは除く

70 ～ 74 歳の人

外来（個人単位）の限度額を適用後、入院を含む世帯単位の限度額を適用し、超えた金額が高額療養費として支給されます。入院の場合、医療機関窓口での支払いは左ページ表『外来＋入院（世帯単位）』の限度額までとなります。

●自己負担額の計算方法

- ▽月の 1 日から末日までの 1 か月（暦月）ごとの受診で計算
- ▽外来は個人ごとに集計。入院を含む自己負担限度額は世帯内で 70 ～ 74 歳の人を合算
- ▽病院・診療所・歯科の区別なく合算
- ▽入院時の食事代や差額ベッド代など、保険診療の対象としないものは除く

申請の方法

高額療養費に該当する場合、診療月の約 3 か月後に国保年金課から高額療養費申請通知書（はがき）が郵送されます。高額療養費申請通知書（はがき）・保険証・病院等支払い分の領収書（該当診療月分）・金融機関の口座番号（世帯主名義）が確認できるもの・印鑑（朱肉を使用するもの）を持参し所定の期間内に国保年金課またはうずら出張所窓口で手続きをしてください。なお、所定の期間を過ぎても申請はできますが、高額療養費支給申請の通知から 2 年を経過すると申請できませんので、ご注意ください。

※世帯主と世帯内のすべての国保加入者が 70 歳以上である世帯は、一度申請すると次の支給から申請が不要になります。ただし、同一世帯の 70 歳未満の人が国保に加入した場合・世帯主が変わった場合・国民健康保険税を滞納した場合は申請が必要になりますので、申請通知書（はがき）を送付します。

医療費が高額なときは

限度額適用認定証

医療費が高額になる見込みの際に保険証と併せて提示することで、ひとつの医療機関での 1 か月の支払いが自己負担限度額までとなります。

▽有効期限：申請月の 1 日から翌年 7 月 31 日まで。現在お使いの限度額適用認定証の有効期限は令和 6 年 7 月 31 日までです。8 月以降も限度額適用認定証を使用する人は申請が必要です。役場もしくはうずら出張所でお手続きください（うずら出張所の場合、認定証は後日送付）

▽交付条件：所得申告がされている・国保税に滞納がない

▽必要なもの：申請する人の国保の保険証・本人確認書類（運転免許証等）

※別世帯の人が申請する場合は、委任状と代理人の本人確認書類（運転免許証等）も併せて持参してください。（委任状は阿見町役場ホームページで印刷可能です。）

※ 70 歳～ 74 歳の所得区分が『一般』・『現役並みⅢ』の世帯の人は「保険証兼高齢受給者証」を提示することで、限度額の適用が受けられますので申請は不要です（所得区分は左ページをご覧ください）

マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

高額な治療が長期間必要なときには

厚生労働大臣が認める特定疾病（先天性血液凝固因子障害の一部・人工透析の必要な慢性じん不全・血液凝固因子製剤の投与に起因する HIV 感染症）に該当する場合は 1 か月の自己負担限度額は 1 万円（人工透析が必要な慢性じん不全の場合、70 歳未満の※上位所得者は 2 万円）までとなり、これを超えた分の金額は国保が負担します。この取り扱いを受けるには『特定疾病療養受療証』（申請により交付）の提示が必要です。

※上位所得者とは、同一世帯すべての国保加入者の総所得が 600 万円超の世帯にいる人を指します



高額療養費の所得区分と自己負担限度額

① 70 歳未満の人の所得区分

自己負担限度額（70 歳未満）

適用区分	所得要件※ 1	3 回目まで	4 回目以降 ※ 2
ア	901 万円超	252,600 円 + 医療費が 842,000 円を超えた分の 1 %	140,100 円
イ	600 万円超～ 901 万円以下	167,400 円 + 医療費が 558,000 円を超えた分の 1 %	93,000 円
ウ	210 万円超～ 600 万円以下	80,100 円 + 医療費が 267,000 円を超えた分の 1 %	44,400 円
エ	210 万円以下	57,600 円	44,400 円
オ	住民税非課税	35,400 円	24,600 円

※ 1 適用区分ア～エ：同一世帯のすべての国保被保険者の総所得の合計額（擬制世帯主を除く）

総所得とは、国保税の算定基準となる基礎控除後の所得を指します

適用区分オ：住民税が課税されている国保被保険者（擬制世帯主を含む）がいない世帯

② 70 ～ 74 歳の人所得区分

▼現役並み所得者Ⅲ：同一世帯に、住民税課税所得が 690 万円以上の 70 歳以上の国保被保険者がいる人

▼現役並み所得者Ⅱ：同一世帯に、住民税課税所得が 380 万円以上の 70 歳以上の国保被保険者がいる人

▼現役並み所得者Ⅰ：同一世帯に、住民税課税所得が 145 万円以上の 70 歳以上の国保被保険者がいる人

▼一般：現役並み所得者に該当しない、住民税が課税されている世帯にいる人

▼低所得者Ⅱ：同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の世帯にいる人（低所得者Ⅰ以外の人）

▼低所得者Ⅰ：同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を 80 万円として計算）を差し引いたときに 0 円となる世帯にいる人

自己負担限度額（70 ～ 74 歳 ※ 3）

所得区分		負担割合	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者	現役並みⅢ 課税所得 690 万円以上	3 割	252,600 円 ＋ 医療費が 842,000 円を超えた分の 1 % (4 回目以降：140,100 円) ※ 2	
	現役並みⅡ 課税所得 380 万円以上		167,400 円 ＋ 医療費が 558,000 円を超えた分の 1 % (4 回目以降：93,000 円) ※ 2	
	現役並みⅠ 課税所得 145 万円以上		80,100 円 ＋ 医療費が 267,000 円を超えた分の 1 % (4 回目以降：44,400 円) ※ 2	
一般		2 割	18,000 円 (年間上限：144,000 円) ※ 4	57,600 円 (4 回目以降：44,400 円) ※ 2
低所得者Ⅱ			8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ				15,000 円

※ 2 過去 12 か月以内に、4 回以上高額療養費の支給を受ける場合に、4 回目から適用される自己負担限度額

※ 3 75 歳到達月は国保と後期高齢者医療制度の限度額がそれぞれ 2 分の 1 ずつとなります（各月 1 日生まれを除く）

※ 4 年間上限額を超えて高額療養費に該当する人には、国保年金課から通知をお送りします



総合健診・成人健康づくり健診 (2次募集)を行います

令和6年度総合健診・成人健康づくり健診をまだ申し込んでいない方向けに、2次募集を行います。
※既に申し込み済みの方は、追加の申し込みは不要です。変更等は健康づくり課までお問い合わせください

健診項目 ※町国保の人間ドック・脳ドックや、医療機関健診で受診していない項目のみ受診可

(対象年齢は令和7年3月31日までの到達年齢)

健診項目	対象年齢	検査内容	自己負担額※
成人健康づくり健診	20～39歳	問診・身体計測(腹囲含む)・血圧測定・尿検査・血液検査(脂質・肝機能・血糖・腎機能) ※貧血検査・眼底検査・心電図検査のオプション検査の追加は、健診当日にお申し込みください(別途料金がかかります)	1,200円
特定健診(町国保)	40～74歳	問診・身体計測(腹囲含む)・血圧測定・尿検査・血液検査(脂質・肝機能・血糖・腎機能・貧血)・眼底検査・心電図検査	1,300円
後期高齢者健診	75歳の誕生日以降(65歳以上の一部対象者)	問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血液検査(脂質・肝機能・血糖・腎機能) ※貧血検査・眼底検査・心電図検査のセット検診(1,300円)の追加は、健診当日にお申し込みください	無料
胃がん検診	40歳以上	胃レントゲン検査(バリウム検査) ※受診の可否を確認してください	1,300円
大腸がん検診	40歳以上	免疫便潜血検査(検便2日分)	300円
肺がん検診	40～64歳以上	胸部レントゲン検査	400円
結核・肺がん検診	65歳以上	胸部レントゲン検査	無料
喀痰(かたん)検査	40歳以上該当者	喀痰細胞診(痰の検査) ※対象:肺がん検診を受ける人のうち、喫煙年数×1日の本数が600以上の人 ※健診当日に配布される容器に3日分の痰を取り、後日、指定日に提出	800円
前立腺がん検診	50歳以上	血液検査 ※対象:男性のみ	700円
肝炎ウイルス検診	40歳以上該当者	血液検査(B型肝炎、C型肝炎のウイルス検査) ※対象:肝炎ウイルス検診を受けたことがない人	800円

※生活保護受給者や身体障害者手帳等をお持ちで一定以上の等級の人は、無料で健診を受けることができます。詳細はお問い合わせください。

集団健診での胃がん検診受診の可否について

次のいずれかの項目に該当する人は、町の集団健診で胃がん検診を受けることができません。また、該当項目がない場合であっても、健診当日の体調等によっては、健診実施機関の判断で受診できない場合があります。ご了承ください。

- ▼消化管の穿孔、腸閉塞、腸捻転、大腸憩室炎を発症したことがある
- ▼胃、大腸、小腸の手術歴がある
- ▼開腹または腹腔鏡手術(帝王切開や虫垂炎も含む)を3回以上している
- ▼1年以内に、腹部、心臓、呼吸器、頭部、運動器のいずれかの手術をした
- ▼重症な心疾患や肺疾患、脳疾患がある(不整脈や喘息発作、脳虚血発作などを引き起こす恐れがある)
- ▼胃や十二指腸の病気で治療中または経過観察中である(胃カメラ検査を受ける場合を含む)
- ▼その他(バリウム過敏症がある、バリウムを誤嚥する恐れがある、撮影台から転落の恐れがある)

健康づくり課(総合保健福祉会館『さわやかセンター』内) ☎ 888-2940

健診日程			
対 象 者	日 程	受 付 時 間	場 所
胃がん検診を受ける人 (40 歳以上)	11 月 10 日 (日)	午前 11 時 00 分～11 時 50 分	総合保健福祉会館 「さわやかセンター」
	11 月 11 日 (月)	午前 11 時 00 分～11 時 50 分	
	11 月 12 日 (火)	午前 11 時 00 分～11 時 50 分	
	11 月 15 日 (金)	午前 9 時 00 分～9 時 50 分 午前 10 時 00 分～10 時 50 分 午前 11 時 00 分～11 時 50 分	
胃がん検診を受けない人 (40 歳以上) または 成人健康づくり健診を 受ける人 (20 ～ 39 歳)	12 月 11 日 (水)	午後 3 時 00 分～3 時 20 分	かすみ公民館
	12 月 14 日 (土)	午後 3 時 00 分～3 時 20 分	総合保健福祉会館 「さわやかセンター」
	12 月 17 日 (火)	午後 3 時 00 分～3 時 20 分	
	12 月 18 日 (水)	午後 3 時 00 分～3 時 20 分	
	12 月 20 日 (金)	午後 3 時 00 分～3 時 20 分	
	12 月 23 日 (月)	午後 2 時 00 分～2 時 20 分 午後 3 時 00 分～3 時 20 分	

申込期間 8 月 30 日 (金) まで (必着)

- 希望日時が申込者多数の場合、事前の連絡なく希望日時以外でご案内しますので、受診券で日時をご確認ください。
(先着順ではありません)
- 定員を超える申込みがあった場合には抽選となります。抽選結果は通知します。
- 受診が決定した人には 9 月中旬ごろに受診券をお送りします。

申込方法

いずれかの方法でお申込みください

- 健康づくり課 (総合保健福祉会館「さわやかセンター」内) に来館して申し込む
 - 右の「令和 6 年度 総合健診・成人健康づくり健診申込用紙 (2 次)」に記入し、はがきまたは封筒により郵送で申し込む
- 【申込先】
〒300-0331
阿見町阿見 4671-1 健康づくり課
(総合保健福祉会館「さわやかセンター」内)
- 二次元コードを読み取るか、阿見町公式ホームページから「総合健診」と検索し、申込画面にアクセスする

申し込み用二次元コード▶



注意事項

- 電話やファクシミリによる申込みはできません。
- 協会けんぽ・共済組合等の社会保険にご加入で特定健診を希望する場合は、町の集団健診で特定健診受診できるかを事前に保険者にご確認ください。
- 郵送で申し込む場合、当日必着です。翌日配送されない場合がありますので、期限間近での申込はインターネットや来館もご検討ください。
- 郵送の際、ご家族・ご友人等で同じ健診日時を希望する場合は一つの封筒に入れてお申込みください。

令和6年度 総合健診・成人健康づくり健診申込用紙(2次)

住所 阿見町

氏名 性別

生年月日 年齢 歳

令和7年3月31日時点

① 希望する健診に○をつけてください。

☐	成人健康づくり健診	
☐	特定健診(町国保)	☐ 後期高齢者健診
☐	特定健診(町国保以外)	※加入している健康保険に町集団健診で健診受診できるか確認してください
☐	胃がん検診 (胃バリウム検査)	☐ 大腸がん検診
☐	肺がん検診 (64歳以下、胸部レントゲン)	☐ 結核・肺がん検診 (65歳以上、胸部レントゲン)
☐	喀痰検査	※胸部レントゲン検査必須
☐	前立腺がん検診	☐ 肝炎ウイルス検診

② 電話番号と健診の希望日を記入してください。

電話番号					
希 望 日	第1希望:	月	日	時	分～・なし
	第2希望:	月	日	時	分～・なし

日程について特段の配慮を求めたい場合はこちらに記載してください

※申込状況・内容によってはお受けできないことがあります



安心・安全な生活のために防犯対策を!!

安全・安心な生活のために、常日頃から防犯意識をもって、犯罪のないまちづくりを実現しましょう。

防犯ボランティア団体（地域防犯活動組織）

町には、行政区単位やPTA等により組織された防犯ボランティア団体（地域防犯活動組織）があり、39団体が活動しています。

町では、防犯ボランティア団体の活動支援として、反射腕章、反射ベスト、防犯キャップ、のぼり旗、車両用マグネットステッカーなどを支給しています。

防犯ボランティア団体の皆様には、青色防犯パトロール車を使った地域の見回りもご協力いただいています。例年11月に行われる「青パト講習会」を受講すると、「青パト実施者証」が発行され、青色防犯パトロール車を運転することができます。

防犯ボランティア団体の結成、青パト講習会の詳細については、生活環境課へご相談ください。

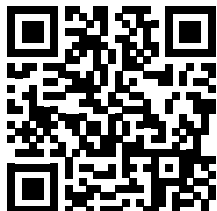


△のぼり旗（見本）

いばらきポリス防犯アプリ

茨城県警察では、スマートフォン用防犯アプリ「いばらきポリス」を配信しています。ぜひダウンロードしてご活用ください。

県内地図による犯罪発生情報や不審者情報、交通事故情報、二重電話詐欺情報を確認できるほか、防犯ブザーや家族の見守り機能など、皆様の安心安全を守るオールインワンアプリとなっています。



iOS



Android

募集 優良運転者表彰

牛久地区交通安全協会では、長期にわたり無事故・無違反の会員の方を対象に表彰（牛久警察署長・牛久地区交通安全協会長連名表彰）を行っていますので、ぜひお申し込みください。

1 表彰基準

- ①牛久警察署管内（牛久市・阿見町）居住の交通安全協会会員であること。
 - ②10年以上の運転経験を有すること。
 - ③5年以上無事故・無違反であること。
 - ④優良運転者表彰の受賞歴のない方。
- これら①～④のすべてに該当する人

2 持参品 運転免許証、印鑑

3 申し込み期限 9月13日（金）まで

4 申し込み先 牛久市下根町 491-1

牛久地区交通安全協会（牛久警察署 1 階）

電話 029-872-3690

手続きをお忘れなく 8月は現況届の提出時期です

令和6年度児童扶養手当 現況届のお知らせ



児童扶養手当とは

父母の離婚などにより、父または母と生計をともしない児童が育成される家庭に対し、児童の心身の健やかな成長のために支給される手当です。なお、令和6年11月分（令和7年1月支給分）より、第3子以降の児童に係る加算額と所得制限限度額の変更を予定しています。現況届の審査により令和6年11月から令和7年10月の手当額が決定します。手当額は右表のとおりです。

※令和6年11月から（予定）

	全部支給	一部支給
基本分（1子分）	45,500 円	45,490 円～10,740 円
2子以降加算分	10,750 円	10,740 円～5,380 円 ※一部支給額は所得額等に応じて決定

「児童扶養手当現況届」提出時期

受給資格者には7月下旬に必要な書類を送付しますので、提出期間中までに手続きをお願いします。この届を提出しないと、受給資格があっても11月以降の手当を受けられなくなりますのでご注意ください。

- ▼提出期間 8月1日（木）～8月23日（金） ※土・日・祝日を除く
- ▼時 間 午前9時～午後5時
- ▼場 所 阿見町役場1階 子ども家庭課窓口

児童扶養手当の支給要件

所得制限

受給資格者、その配偶者または同居（同住所地で世帯分離している世帯を含む）の扶養義務者（父母・祖父母・子・兄弟など）の前年所得がそれぞれ下表の額以上のときは、手当の全部または一部の支給が制限されます。

所得制限限度額

※令和6年11月からの所得制限限度額表（予定）

扶養親族数	令和5年所得	
	本 人	扶養義務者・配偶者・孤児等の養育者
0人	全部支給 690,000 円 一部支給 2,080,000 円	2,360,000 円
1人	全部支給 1,070,000 円 一部支給 2,460,000 円	2,740,000 円
2人	全部支給 1,450,000 円 一部支給 2,840,000 円	3,120,000 円
3人	全部支給 1,830,000 円 一部支給 3,220,000 円	3,500,000 円
4人	全部支給 2,210,000 円 一部支給 3,600,000 円	3,880,000 円
5人	全部支給 2,590,000 円 一部支給 3,980,000 円	4,260,000 円

現在児童扶養手当を申請していない方で、所得制限限度額変更により支給要件に該当する方は、令和6年10月中に申請していただくと11月分より受給できる可能性があります。一度、子ども家庭課までご相談ください。

次のような場合は受給資格を失いますので、必ず資格喪失届を提出してください！

- ・婚姻したとき
 - ・婚姻の届出をしていなくても特定の異性と同居している、または定期的な訪問や生計費の補助がある
 - ・対象児童を監護、養育しなくなった 等
- 届出をせずに手当を受け取っていた場合、その期間の手当を全額返還していただくことになります。

子ども家庭課 ☎ 888-1111（内線118）

特定防衛施設周辺整備調整 交付金の活用状況

町では、『特定防衛施設周辺整備調整交付金』を町民の生活の利便性向上など、さまざまな事業に活用しています。

特定防衛施設周辺整備調整交付金とは

防衛施設の設置または運用によって生じる影響を軽減するために、特定防衛施設関連市町村が行う町民の生活の利便性向上などの事業に対して交付される交付金のことです。

この交付金は、関係住民の生活の安定と福祉の向上のために役立てられることを目的とし、『防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律』に定められています。

令和5年度 特定防衛施設周辺整備調整交付金活用事業

令和5年度は、**44,912,000円**が交付され、下記の事業について交付金を活用しました。

医療福祉費助成 (基金)



交付金

17,000,000円

小児の健康の保持増進と子育て世帯の経済的負担軽減のために小児マル福（医療福祉費）の一部に交付金を活用しています

予科練平和記念館 維持運営（基金）



交付金

5,000,000円

地域の教育および文化の向上に寄与する予科練平和記念館について、安定的かつ継続的な維持管理および運営を図るために展示解説員の報酬や空調・音響などの維持管理の一部に交付金を活用しています

予防接種助成 (基金)



交付金

22,912,000円

疾病の予防およびまん延の防止に取り組み、健康増進を図るために、BCG、4種混合、麻しん・風しん混合、日本脳炎の予防接種に要する費用の一部に交付金を活用しています



防 衛 省
(調整交付金事業)

今後も地域の生活環境の改善が図られるよう本交付金を活用していきます。

政策企画課 ☎888-1111（内線 736）



環境保全功労者表彰式が行われました

令和6年度 阿見町環境保全功労者を紹介します

町では「町環境保全功労者褒賞規程」に基づいて、行政区長からの推薦により環境保全活動に顕著な功績があった個人・団体を表彰しています。今年度は、5月30日（木）に、総合保健福祉会館において表彰式が行われ、個人1人と1団体が表彰されました。

環境保全活動により町がきれいになることは、環境衛生面だけでなく、交通安全や防犯、さらに、そこに生活する人々の心に潤いを与えるなどの面でも効果が期待されます。

受賞者の皆さん【個人】

古川 俊文さん **レイクサイドタウン区**

レイクサイドタウン区では、平成26年に区南側の平地林を整備したことをきっかけに、自然環境の保全と地域コミュニティ活性化を目的に、平成27年「レイクの森を守る会」を設立しました。古川さんは活動当初から主要メンバーとして活躍され、令和5年より代表に就任し、率先してレイクサイドタウン区の環境づくりに貢献されています。



古川 俊文さん

石川地区環境保全活動組織
代表 渡邊 克巳さん

受賞者の皆さん【団体】

石川地区環境保全活動組織 代表 渡邊 克巳さん **石川区**

組織構成員や地域住民と協力して年2回、農道など石川区内的のごみ拾いや草刈りを行っています。また、地域住民と協力して花壇を作り、年2回、花の植え付けや手入れを行い、地域の景観形成にご尽力されています。



空き地等の管理は適切に!



住宅の敷地や空き地・空き家等の草木が密集した状態で放置されていると、環境美化や衛生面へ悪影響を及ぼすだけでなく、ハチの巣が営巣してしまったり、周りの見通しが悪くなるなど、さまざまな観点から危険な状態になりかねません。また、密集した枝木が乾燥すると、火災などが発生する原因になる可能性もあります。

土地や建物の管理者は、草木等を適切に管理し、住みよい住環境の維持に努めましょう。

住みよい環境のために



雑草や枯れ草が繁茂しないように定期的に刈取りを行いましょう



枯れ草等の燃えやすいものを建物の周囲に放置するのはやめましょう



タバコの投げ捨ては絶対にやめましょう

町食生活改善推進協議会だより



町食生活改善推進員は、『私たちの健康は私達の手で』を活動の合言葉に、町内の各地区で望ましい食生活について普及活動を行っているボランティア団体です。
令和6年度の町食生活改善推進協議会総会を4月17日(水)に開催しました。
今年度も59人の会員でみなさんの健康づくりに役立つ情報をお伝えしていきたいと思ひます。今回は研修会で学んだ『骨々貯めようカルシウム』についてお伝えします。

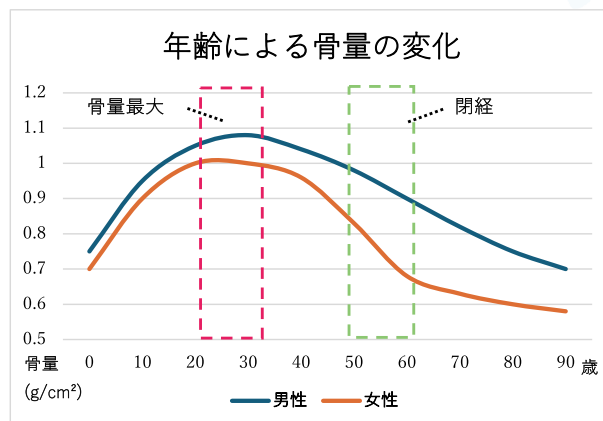


カルシウムとは

体重の1~2%含まれていて、体内に最も多く含まれるミネラルです。
骨は約3ヶ月のサイクルで骨形成と骨吸収を繰り返しています。
成長期では骨量が増加しますが、男性では50歳代から、女性では閉経後に骨量が減少します。
カルシウムは体内で作ることができないので、食事ですっかり摂ることが大切です。

カルシウムの働き

- 丈夫な骨や歯を作る(骨粗しょう症の予防)
- 高血圧や動脈硬化の予防
- イライラを解消する



カルシウムを多く含む食品(一例)

食品群	食品名	摂取量	カルシウム含有量
牛乳・乳製品	牛乳	コップ1杯(200ml)	220mg
小魚・魚介類	ちりめんじゃこ	大さじ1(5g)	110mg
海藻	ひじき	5g	50mg
大豆製品	木綿豆腐	1/2丁(150g)	165mg
野菜類	小松菜	1/4束(70g)	119mg



骨々貯めようカルシウムレシピ

水菜とサバ缶のサラダ



(材料 2人分)

サバ缶 60g
水菜 60g
にんじん 20g
紫玉ねぎ 20g
乾燥ひじき 2g

④ ヨーグルト 大さじ1
⑤ マヨネーズ 大さじ1・1/3
⑥ レモン汁 小さじ1/3
⑦ こしょう 少々

(作り方)

- ① 水菜は3cm長さに切る。
- ② 人参は3cm長さのせん切りにする。
- ③ 紫玉ねぎは薄切りにし、水にさらし、その後水気を絞る。
- ④ ひじきは水で戻し、茹でる。
- ⑤ ④を混ぜ合わせる。
- ⑥ ①~④を混ぜ合わせて盛り付け、汁気を切ったサバ缶をのせて、⑤を上からかける。

栄養価(1人分)エネルギー 127kcal たんぱく質7.7g 脂質9.5g カルシウム 168mg 食塩相当量0.5g

町食生活改善推進協議会で、また私たちと一緒に活動しませんか？

町食生活改善推進協議会は、4月より新会員9人が加わりました。今年度も皆様の健康のために楽しく活動していきたいと思ひます。以前、町食生活改善推進協議会を退会された人の中で、また活動を再開できる人は、ぜひ事務局までご連絡ください。



健康づくり課(総合保健福祉会館『さわやかセンター』内) ☎888-2940

デマンドタクシー

あみまるくん ご利用案内

デマンドタクシーあみまるくんは

- ① 自宅前から目的地（町内）まで行ける
- ② みんなで利用する乗り合い制
- ③ 事前の利用登録（無料）と予約が必要という特徴があります。



あみまるくんは、現在、ワゴン型2台、ミニバン型1台の計3台で運行しています。通院・お買いもの・お出かけなど、多くの皆さんにご利用いただいています。ご利用を希望する人は、事前に利用登録（無料）が必要となります。利用者登録申請方法は

- 阿見町役場 都市計画課窓口での申請
 - 郵送での申請
 - いばらき電子申請・届出サービスでの申請
- のいずれかで行えます。

利用登録申請書は、阿見町役場都市計画課・うずら出張所・各公民館・各ふれあいセンター・総合保健福祉会館・図書館などに備え付けてあります。

利用料金について

1 回400円で乗車できます。

身体障害者手帳・医療手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証を交付された人、介護保険法における『要介護者』『要支援者』『事業対象者』に認定された人とその付添い者（1人まで）は1回200円で乗車できます。新たに上記の認定を受けた人は、都市計画課までご連絡をお願いします。介護認定の有効期限が満了した人は、更新手続き後にご連絡をお願いします。

あみまるくんチケット 進呈します

満75歳以上の高齢者が運転免許証を自主返納してから1年を経過していない場合に、あみまるくんのチケットを進呈しています。詳細は生活環境課 ☎888-1111（内線171）までお問い合わせください。

予約センター

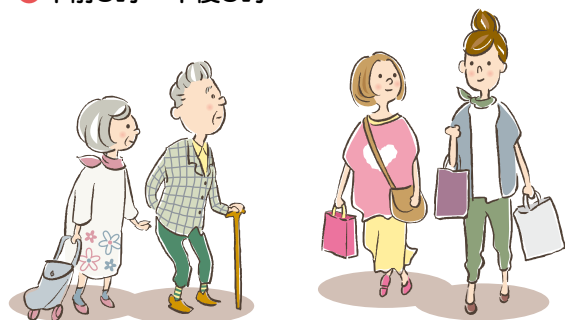
- 受付時間：午前8時30分～午後5時

よい交通

- 電話番号：888-4152

運行日・運行時間

- 月～金曜日 ※祝日および年末年始は運休
- 午前8時～午後5時



東京医科大学茨城医療センター 循環バスについて

- 東京医科大学茨城医療センターにおいて医療センターをご利用される方を対象とした無料バスが運行されています。

あみまるくんの利用者の内、約5人に1人が東京医科大学茨城医療センターへのご利用で、予約が午前中に集中しております。

往復どちらかでの循環バス利用により、あみまるくんはより多くの方にご利用いただけますので、循環バスの積極的な利用をお願いいたします。

- 運行ルート・時刻表については東京医科大学茨城医療センター内、阿見町都市計画課窓口、または東京医科大学茨城医療センター・阿見町ホームページに設置・掲載しております。

- 問合せ先：東京医科大学茨城医療センター総務課

- 電話番号：887-1161

※土・日・祝日を除く午前9時から午後4時

都市計画課 ☎888-1111（内線 233）

うるおいのある街並みに！

生垣設置の助成制度

生垣設置の助成

■生垣設置の助成

町では、町景観条例第9条に基づき、潤いある街並みと安全な生活環境を確保するため、町が費用の一部を負担して生垣の設置を奨励しています。生垣は、街並みに潤いを与えるとともに、風通しを良くし、居住性を高めます。また、ブロック塀を生垣にすることで倒壊を防ぎ、地震被害を予防することもできます。

■補助の対象区域

▼町全域

■補助を受けられる人

▼土地の所有者または生垣の設置に権限を有する人

■補助対象となる生垣

▼新たに生垣を設置する場合

▼既存のブロック塀等を撤去して生垣にする場合

■補助を受けられない生垣

▼国または地方公共団体の所有または管理に属する土地に設置されるもの

▼建築基準法第42条第2項の規定により道路とみなされる敷地に設置されるもの

▼条例による補助金の交付を受けて生垣を設置した敷地または緑化した敷地に、再び設置されるもの

▼不動産の販売を目的として設置されるもの

▼ほかの法令等の規定により、補助または補償を受けたもの

■補助額の基準

補助対象となる生垣設置に対する補助の限度額	新たに生垣を設置する場合	1m当たり 5,000円
	ブロック塀等の撤去を伴う場合	1m当たり 7,500円
補助率	生垣設置に要する経費（※）の2分の1 （ブロック塀等の撤去を伴う場合はその経費も含む）	
補助限度額	175,000円 （角地の2辺に設置する場合は350,000円）	

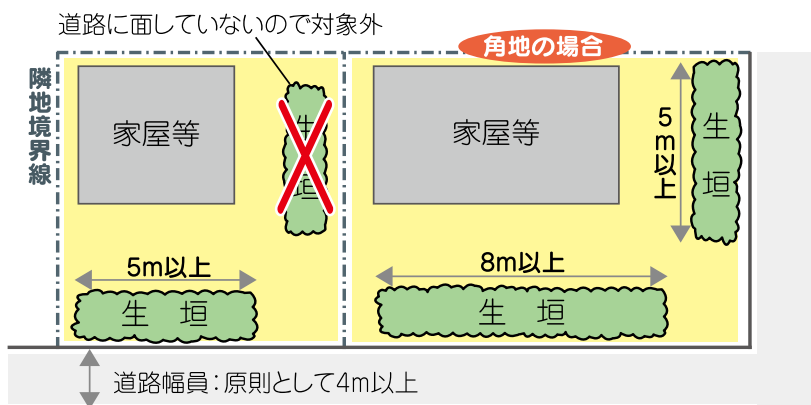
※生垣設置に要する経費とは、植手間・樹木・垣・支柱等を言います

補助の条件

■生垣の長さなど

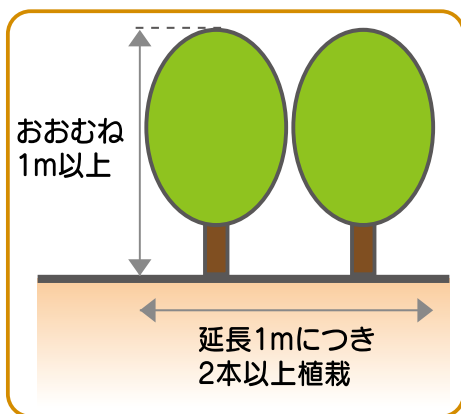
▼道路に面して設置されるもので、総延長5m以上であるもの

※角地の2辺に設置されるものは、長辺の生垣の延長が8m以上かつ短辺の延長が5m以上必要



■生垣の高さなど

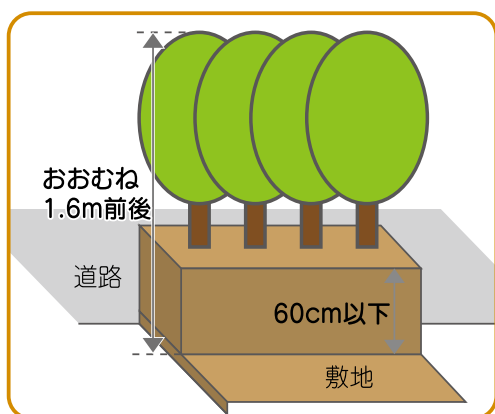
- ▼樹木の高さがおおむね1m以上のもの（成長したときの高さではなく、植えたときの高さ）
- ▼延長1mにつき、2本以上植栽されるもの



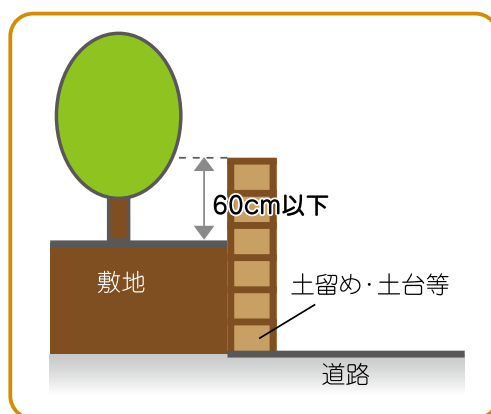
▼生垣設置の例



- ▼コンクリートブロック等を使用して基礎（植樹ますなど）の上に設置される場合は、基礎の高さが敷地面から60cm以下のもの



- ▼ブロック塀等の内側に樹木を設置する場合は、当該ブロック塀等の高さが敷地面から60cm以下であるもの



申請手続き

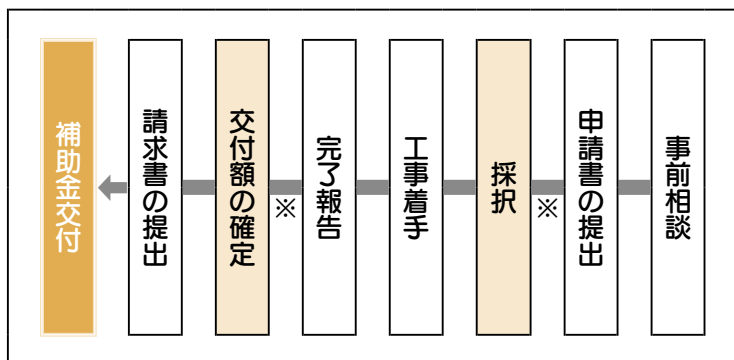
■申請方法

生垣を設置する前に、都市計画課に事前相談のうえ、生垣設置奨励補助金の交付申請をしてください（ブロック塀等の撤去を伴う場合は、ブロック塀等を取り壊す前に申請が必要となります）。設置後の申請は補助を受けることができません。

※設置から5年間は保全に努め、生垣として活用していただきます



■申請の流れ



※採択前と完了報告後には、担当者が生垣設置場所まで現地調査にうかがいます

- 当制度の詳しい手引きを都市計画課窓口にご用意しています
- まずはお気軽にご相談ください
都市計画課 ☎ 888-1111 (232)
- 町ホームページにも掲載しています

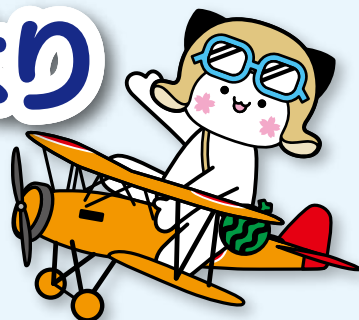


都市計画課 ☎ 888-1111 (内線 232)

予科練平和記念館だより



今月号は、所蔵資料の企画展について
ご紹介します。



企画展「加納康夫海軍機絵画展 I」



零式艦上戦闘機五二型（当館蔵）

この企画展では、加納氏が描き続けた海軍機の絵画をご紹介します。
大空へのあこがれと鎮魂の想いが込められた作品の数々をご覧ください。

甲種第15期予科練習生だった加納康夫氏は、戦後、ライフワークとして旧日本海軍機の油絵を制作し続けました。

昭和19年(1944)9月から12月の4回にわたり、計36,717人というたくさんの少年が入隊した甲種第15期予科練習生。彼らは、戦局の悪化により訓練途中で予科練教育が中止となり、搭乗員としての夢が閉ざされてしまいました。

彼らは水中特攻要員となったり本土決戦に備えた陸戦隊に配属となったりして終戦を迎えました。

企画展

「加納康夫海軍機絵画展 I」

- ▶ 日 程 9月10日(火)～10月27日(日)
- ▶ 場 所 予科練平和記念館20世紀ホール
- ▶ 常設展観覧チケットでご覧いただけます



展示解説員をご存じですか



当館では、観覧チケットを販売したりお客様のお問い合わせにお答えしたりする“展示解説員”がいます。

館内各所でお客様の観覧のサポートをするほか、団体のお客様や校外学習で来館される児童生徒の皆さんに向けて常設展示の案内を行っています。

展示解説員の案内は予約制ですが、毎週土・日には予約なしでご参加いただける展示解説を実施しております。土・日にご来館の際はどうぞご参加ください。

展示解説員の案内希望

- 団体でご来館予約のお客様…ご予約時に「案内希望」とお伝えください
- 個人でご来館のお客様…案内をご希望の場合は事前にお電話でお問い合わせください
※お客様のご予約状況によりお受けいたしかねる場合もございます。予めご了承くださいませ。

土曜日・日曜日実施 展示解説員による定時展示解説

午前10時30分～約10分の概要案内
午後2時～約30分の展示案内
参加には常設展観覧チケットが必要で
案内は無料です

予科練平和記念館からのお知らせ

令和6年4月から、受け入れ態勢を取ることが難しくなったため一時中止をしておりました寄贈資料の受け入れにつきまして、8月より再開することになりました。
予科練や軍に関する資料、戦時中の資料をお持ちの方で、当館への寄贈を希望される場合は開館時間中にお電話でご相談いただくか、ホームページのお問い合わせフォームからご連絡くださいますようお願い申し上げます。
なお、収蔵庫の関係でお受けいたしかねる資料もございますので予めご了承くださいませ。



ホーム
ページ



公式 X
(Twitter)



公 式
Face
book

町スポーツ協会だより

各種大会の結果（敬称略）

はばたけ学童野球大会

期日	4月6日(土)、7日(日)
場所	町民球場
成績	◇優勝：本郷イーグルス ◇第3位：阿見 Yankees ＜個人賞＞ ◇最優秀選手賞： 岩淵陽真（本郷イーグルス） ◇敢闘賞： 大川榮介（阿見 Yankees）



はばたけ学童野球大会

第30回スポーツウェルネス 吹矢交流大会

期日	5月12日(日)
場所	町民体育館
成績	＜Aクラス男子の部＞ ◇準優勝：鈴木義和 ＜Aクラス女子の部＞ ◇優勝：坂下明子 ◇準優勝：平岡亮子 ◇第3位：稲川あつ子 ＜Bクラスの部＞ ◇優勝：泉 徹

第13回県南ブロックグラ ウンド・ゴルフ交流会

期日	5月15日(水)
場所	土浦市霞ヶ浦総合運動公園 多目的広場
成績	＜男子の部＞ ◇優勝：熊崎 明

第62回町長杯野球大会

期日	4月14日(日)
場所	町民球場
成績	◇優勝：ファンキー ◇準優勝：武器学校 ◇第3位：阿見 Yankees ◇第3位：阿見町役場

第24回会長杯さわやかGG大会 兼 全国GG交歓岡山大会・ 関東地区GG千葉大会予選会

期日	4月23日(火)
場所	鹿島ハイツスポーツプラザ 人工芝サッカー場 1～3号コート
成績	＜1号コート：女子の部＞ ◇第2位：上村貞美 ＜3号コート：女子の部＞ ◇第2位：栗山文子 ※上村さん、栗山さんは、全 国GG交歓岡山大会の出 場権を獲得しました。

春季町民ソフトボール大会

期日	5月12日(日)、19日(日)
場所	町民球場
成績	◇優勝：ファーストエリア ◇準優勝：岡崎SC ◇第3位：筑見SC



春季町民ソフトボール大会

春季テニス大会

期日	5月19日(日)
場所	運動公園テニスコート
成績	＜男子シングルス、 一般の部＞ ◇準優勝：有本 剛 ＜男子シングルス、 シニアの部＞ ◇第3位：関山 実 ◇第3位：小松澤 栄

春季町民バレーボール大会

期日	5月19日(日)
場所	町民体育館
成績	◇優勝：阿見サンクラブA ◇準優勝：阿見サンクラブB ◇第3位：しらさぎ ◇第3位：つくね

阿見の文化 8月号

戦跡保全

阿見町の戦争遺跡⑧

海軍道路と桜

阿見坂下から茨城大学農学部キャンパスに続くまっすぐな道を、海軍道路の名前で記憶している方も多いと思います。霞ヶ浦海軍航空隊本部と水上班の間を結ぶために敷設された道は、阿見の近代化を象徴するものの一つです。

水上班は昭和15年に土浦海軍航空隊、いわゆる予科練として独立しますが、阿見坂に植えられた桜は、予科練生にとっても象徴的な存在として語られています。厳しい訓練の日々を過ごしていた彼らを物も言わずに見守り続けてきました。

空襲を経てなお生き残った桜の木は、現在も変わらずそこにあり、広く親しまれています。

次の春にもまた、美しい姿を見せてくれることと思います。



渡邊香墨

【第25回】

子規全集(講談社)の中の香墨⑧「六年有餘」

明治二十七年の夏休みに千葉より富津某（当時師範学校教頭）と上京して神田の旅舎に居ったとき、或る夜獺祭書屋主人（子規）を尋ねて見やうではないかとの相談が成立した。（中略）先生の門を叩き面会を求めたのは彼は十時過ぎであったと思ふ。獺祭書屋主人は天保生の宗匠でないことは判って居るが、少なくとも四十近く随分傲慢な男で独り鞍馬庵をきめ込み羽団扇でも持って居るであらうとこんな失敬な想像を画き先生に面会したところが、丸でこれと正反対で年齢は僕よりも少し若いやうであるし、至極謙遜の方であったには僕も富津も大いに驚いた。別巻二 P378 「六年有餘」 ホトギス第六巻第四号「子規追悼集」より

（「渡邊香墨」P69～所収筆者
松本 尚喜）



文化財

【町指定史跡】

宮平貝塚

阿見町島津の鹿島神社周辺を歩くと、道路端に小さな白い破片を見ることができます。これは、縄文時代の貝塚の痕跡です。霞ヶ浦沿岸地域は、稲敷市の広畑貝塚、美浦村の陸平貝塚、土浦市の上高津貝塚など、著名な貝塚遺跡が立ち並ぶ地域です。阿見においては、現在の南平台の住宅地を作る際に大規模な発掘調査が行われました。そこに現れたのは縄文時代の巨大集落跡で、阿見でもまた、活発な人の活動があったということが分かっています。宮平貝塚も、この巨大集落と何らかの関係があると考えられています。

貝塚は縄文人のゴミ捨て場のようなものですが、通常の遺跡からは出土しないようなものの出土例も多く、現代に住む私達が縄文時代を知るための情報の宝庫なのです。



文化協会

【第37回】

コール フリューレット

（音楽部門）

私たち「コール フリューレット」は、合唱を通じて活動している団体です。舟島ふれあいセンターや中央公民館を拠点としております。今年度から文化協会に登録しました。町の音楽祭やふれあいセンターのフロアコンサートへの参加、ふれあい地区館活動への協力などで、練習の成果を披露しています。ぜひお気軽に参加ください。お待ちしております。



※ 文化協会会員、または事務局（生涯学習課）にご連絡下さい。

生涯学習課（中央公民館） ☎888-2526

9月10日～16日は自殺予防週間です

自殺の問題は、一部の人や地域だけの問題でなく、誰もが当事者となり得る重大な問題です。
命や暮らしの危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが大切です。
悩みを抱えている人は、一人で悩まず、専門の相談機関にご相談ください。

相談窓口	電話番号	相談時間等
茨城いのちの電話	029-855-1000 (つくば)	毎日 24時間
	0120-783-556	毎月 10日 午前8時～翌11日 午前8時 ※R6.7月現在、午後4時～9時の間、毎日フリーダイヤル(無料)の電話相談を受付
いばらきこころのホットライン	029-244-0556	平日 午前9時～正午/午後1時～4時
	0120-236-556	土・日曜日 午前9時～正午/午後1時～4時
よりそいホットライン	0120-279-338	毎日 24時間
自死遺族相談ダイヤル	03-3261-4350	毎週木曜日 午前10時～午後7時
		毎週日曜日 午前10時～午後5時

【SNS相談を行っている団体一覧】

特定非営利活動法人	自殺対策支援センターライフリンク
特定非営利活動法人	東京メンタルヘルス・スクエア
特定非営利活動法人	あなたのいばしょ
特定非営利活動法人	BONDプロジェクト
特定非営利活動法人	チャイルドライン支援センター

まちのできごと

第3期阿見町総合戦略及び人口ビジョンについて 有識者会議に諮問しました

5月20日、「令和6年度第1回阿見町人と自然が織りなす輝くまち創生有識者会議」が開催され、千葉町長より牧山委員長へ、『第3期阿見町総合戦略及び人口ビジョン』の策定に関する諮問書が手渡されました。

現在の社会課題および将来の社会変化を見据え、デジタルの力も活用しながら、本町の個性や魅力を生かした持続可能なまちづくりを加速化・深化するために、有識者会議でさまざまな意見を聴きながら策定をすすめてまいります。

(左から牧山委員長、千葉町長、齋藤副委員長)



株式会社吉野工業所筑波工場を阿見町消防団協力事業所として認定しました

6月27日、消防団活動に積極적으로ご協力を頂いている、株式会社吉野工業所筑波工場様(福田工業団地)に対して、阿見町消防団協力事業所として認定し、表示証の交付を行いました。

(左から千葉町長、吉野工業所筑波工場の皆様、阿見町消防団長)



お知らせ

いばらき出会いサポートセンター「入会登録料無料キャンペーン」

いばらき出会いサポートセンターは、県が労働団体と共同で設立した組織で、結婚を希望する独身の方を対象に、会員登録制による男女の出会いと結婚を支援しています。

より多くの出会いの機会を創出するため、女性を対象に、入会登録料（通常 11,000 円または 22,000 円）の無料キャンペーンを実施します。詳しくは、センターホームページ（下記二次元コード）をご覧ください。

対象期間 8月1日（木）～10月31日（木）

対象 上記期間中、センターに入会登録する女性

園いばらき出会いサポートセンター

☎ 029-224-8888



であイバ



お知らせ

あみスポーツフェスタ 2024 を開催します

令和4年度より実施しているあみスポーツフェスタを今年度も開催します。

期日 10月6日（日）

時間 午前9時～正午 ※雨天中止

場所 阿見町総合運動公園

内容（令和5年度） かけっこ教室・タイムトライアル、親子サッカー・キックターゲット、輪投げ・吹矢、グラウンドゴルフ（ホールインワン）、ちびっこ相撲大会、骨健康度測定等

※内容は今後変更となる場合があります。詳細な内容や参加方法については後日町ホームページやチラシ配布等によりお知らせいたします。

園生涯学習課 スポーツ振興係（中央公民館内） ☎ 888-2526



みなさん、
ぜひご参加ください！



お知らせ 令和6年度「はかりの定期検査」を実施します

商店や事業所などで取引または証明に使用する「特定計量器（以下「はかり」）」は、計量法第19条の規定により2年に1回、**定期検査**を受けることが義務づけられています。この検査を受検して合格した「はかり」でなければ、取引や証明上の計量として使えなくなるため、注意が必要です。

受検通知が送付された対象の事業者様に向けて、以下の日程で役場庁舎内にて**定期検査**を実施します。期間内に必ず受検しましょう。

※計量士による巡回検査の制度もあります。この制度につきましては、商工観光課、（一社）茨城県計量協会または茨城県計量検定所に別途お問い合わせください。

期日 9月17日（火）・18日（水）・19日（木）

時間 午前10時30分～正午、午後1時～3時

場所 役場1階101会議室

持参品

- ①はかり
- ②計量に使用している分銅・おもり
- ③受検通知はがき
- ④手数料（1台あたり520円～3,000円程度）

検査対象

- ▽各種商店（露天、行商を含む）で商取引に使用するはかり
 - ▽薬局、病院の調剤用はかり（動物病院のはかりは除く）
 - ▽農産物、水産物の売買・出荷のために使用するはかり
 - ▽事業所の受入、出荷の取引用はかり
 - ▽内容量および品質表示のために使用するはかり
 - ▽運送（宅配便）会社の小荷物の運賃算出に使用するはかり（取次店も含む）
 - ▽貴金属商、釣堀等で使用するはかり
 - ▽病院・学校・幼稚園・保育所・保健センター等で健康診断や身体検査に使用するはかり
 - ▽法令等により公共機関への報告または統計などを目的として使用するはかり
- ※ヘルスメーター、ベビースケール、キッチンスケール等の家庭用計量器は、取引または証明には使用できません

問茨城県計量検定所 指導課 ☎ 029-221-2763

（一社）茨城県計量協会 ☎ 029-225-7973

商工観光課 ☎ 888-1111（372）

募 自衛官

現在、次の自衛官等について募集中です。

▽防衛大学校学生

受験資格 18歳以上21歳未満の人（自衛官の場合は23歳未満）高卒者または高等専門学校3年次修了者（見込含）

受付期限 10月17日（木）まで ※締切日必着

試験期日 ▽1次:11月2日（土）▽2次:11月30日（土）～12月4日（水）のうち指定する1日

▽航空学生（海上・航空自衛隊）

受験資格 ▽海上自衛隊:18歳以上23歳未満の人（高卒者・高卒見込含）または高等専門学校3年次修了者（見込含）

▽航空自衛隊:18歳以上24歳未満の人（高卒者・高卒見込含）または高等専門学校3年次修了者（見込含）

受付期限 9月5日（木）まで ※締切日必着

試験期日 ▽1次:9月16日（月）▽2次:10月12日（土）～17日（木）のうち指定する1日 ▽3次（海上自衛隊）:11月15日（金）～12月11日（水）のうち指定する1日 ▽3次（航空自衛隊）:11月9日（土）～12月12日（木）のうち指定する1日

▽一般曹候補生

受験資格 18歳以上33歳未満の人（32歳の人は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない人）

受付期限 9月3日（火）まで ※締切日必着

試験期日 ▽1次:9月14日（土）～22日（日）▽2次:10月12日（土）～27日（日）
※1次・2次とも指定する1日

▽自衛官候補生

受験資格 18歳以上33歳未満の人（32歳の人は、採用予定月1日から起算して3月に達する日の翌月の末日現在、33歳に達していない人）

受付期間 年間を通じ受付

試験期日 受付時にお知らせします

その他 防衛医科大学校学生も受付中です。詳しくは下記までお問い合わせいただくかホームページをご覧ください

問自衛隊茨城地方協力本部 龍ヶ崎地域事務所

☎ 0297-64-3351

E hql-ibaraki@pco.mod.go.jp



〈広告欄〉

夕涼み会 夏休み最後は雑貨店 BASE nelloへ

・キッチンカー・ショッパ
・模擬店・ワークショッパ
・ドッグマッサージ
・カイロプラクティック

とろ 8月31日（土）
15:00～20:00

＼雑貨・家具・照明・カーテン・犬服販売！／
（株）ネロ・デザイン 稲敷郡阿見町吉原2011-4
☎029-888-6119

ご存じですか？ **相続した家や土地の登記が義務化されました！**

2024年4月から

相続した不動産でお悩みの方
ご相談ください

売却 買取 管理

査定無料！お気軽にお問い合わせください

BSB 一誠商事 阿見支店 TEL: 029-840-2510

お知らせ 退職金のこと ちょっと考えてみませんか？

「中退共」の退職金制度なら、

- ①国の掛金助成を受けられます。
- ②掛金は全額非課税。
- ③外部積立型だから、管理がカンタン！
- ④人材の定着につながります。

パートさんのための特例掛金月額もご用意。

（中退共は中小企業で働く従業員のための国の退職金制度です。）

※他の退職金・企業年金制度等との資産移換も可能です。

☎（独）勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
☎ 03-6907-1234

お知らせ 行政書士無料相談会

毎月1回、日曜日に行政書士による無料相談会を実施しております。おひとりで悩まず、どなたでもお気軽にご相談ください。

日時 8月25日（日）午後1時30分～4時30分
※ご相談は1組30分程度

場所 実穀ふれあいセンター2階 会議室

相談内容 相続、遺言、帰化、外国人の在留資格、農地転用、許認可関係、法人設立、権利義務や事実証明に関する相談、事業の手続きや、暮らしの手続き等

申込方法 平日午前9時～正午
下記に電話で申し込む

☎茨城県行政書士会県南支部 担当：池田
☎ 090-7216-6219

お知らせ 絵本専門士による読み聞かせ講習会 開催

絵本専門士の講師から絵本の読み聞かせを効果的に実践する方法を直接学ぶことができる貴重な機会です。自宅で読み聞かせをする方も、これから読み聞かせボランティアを始めたいと思っている方も、ぜひ、ご参加ください。

講師 石川仁美（絵本専門士）

期日 8月24日（土）

時間 午後2時～4時

場所 図書館2階 視聴覚室

定員 30人（定員になり次第締め切り）

申込方法 電話で下記に申し込む

☎阿見町立図書館 ☎ 887-6331

お知らせ 預けて安心！法務局における 自筆証書遺言書保管制度

令和2年7月10日から法務局（本局・支局）において「自筆証書遺言書保管制度」が始まり、多くの方から遺言書の保管申請がされております。

本制度を利用して、自筆で書いた遺言書を法務局に保管していただくことにより、大切な遺言書の紛失や改ざん等を防止することができます。

詳しい手続は、水戸地方法務局ホームページを御覧ください。

☎水戸地方法務局 土浦支局 総務課

☎ 029-821-0792

（平日：午前9時～午後5時）



＜広告欄＞

安心して暮らせる住まいづくり 住まいのことなら 美都住建へ 【注文住宅】 長期優良住宅 高耐震住宅 ～自分らしい生活～ 介護住宅改修 ○介護保険を上手に使う ○手回し付、バリアフリー ～健康・快適住宅～ 健康住宅 ○空気のキレイな空間 ○防カビ・ダニの少ない家 ●新築住宅に関する事は 美都住建 へ 建築業知事免許（第-04）第2235号 【本社】阿見町実穀1283-10 （株）美都住建 TEL.029-842-7196 【阿見店】阿見町中央1-5-32	リフォーム・不動産の事なら 住まいのことなら LIXILリフォームショップ 茨城県知事免許（第）第5548号 有限会社 美都住建 【本店】牛久市南4丁目45-45 TEL.029-874-2118 【阿見店】阿見町中央1-5-32 TEL.029-891-2200 ＜住まいの相談室＞ トイレ・キッチン・浴室 塗装・屋根・外構工事など ＜不動産のご相談＞ 土地・建物・売買・仲介・管理
---	---

介護用品・福祉用具のレンタル、販売 高齢者向け住宅改修工事請負 株式会社 樹里 介護事業部 〒300-0333 阿見町若葉1766-3 TEL: 887-3421 FAX: 887-3422 介護保険指定事業者番号 0873800502 当社の福祉用具専門相談員がお客様のご質問、ご相談に応じます。	一般家庭用家具から オーダー家具まで 家具の店 樹里 TEL: 887-3421 FAX: 887-3422
--	--



スキルアップセミナー受講生

▽アーク溶接特別教育

内容 労働安全衛生法に基づく特別教育

※修了者には修了証を交付します。(出席時間数が不足し修了できない場合は、交付できません。)

持参品 作業着、写真付きの本人確認書類(運転免許証等)

日時 10月1日(火)、2日(水)、3日(木)

3日間(午前9時～午後5時)

申込期間 8月5日(月)～26日(月)

定員 10人

申込方法 土浦産業技術専門学院ホームページ(下記二次元コード)の「スキルアップセミナー」のページから電子申請によりお申し込みください。

定員を超えた場合は、抽選による選考となります。

受講料 5,000円



▽基本情報技術者試験対策

内容 基本情報技術者試験対策

持参品 筆記用具

受講対象者 ITパスポート試験、プログラミング等の知識のある方

日時 10月5日(土)、12日(土)、19日(土)、26日(土)

4日間(午前9時～午後4時)

申込期間 8月5日(月)～9月2日(月)

定員 20人

申込方法 土浦産業技術専門学院ホームページ(下記二次元コード)の「スキルアップセミナー」のページから電子申請によりお申し込みください。

定員を超えた場合は、抽選による選考となります。

受講料 5,000円



〒茨城県立土浦産業技術専門学院

☎ 029-841-3551 ☎ 029-841-4465

✉ tsusansen1@pref.ibaraki.lg.jp



〈広告欄〉



夢失勿生人～人生夢失うことなかれ～

◆オープンスクール・部活動体験会 公式 SNS でも 情報配信中!

7/27(土), 7/28(日), 8/3(土) 8/20(火) 部活動体験会 ※詳細は本校 HP をご覧ください。



霞ヶ浦高等学校
HP <https://www.kasumi.ed.jp>

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿 50

【高校】☎029-887-0013 FAX: 029-887-9380



ぴったり
派遣探し

エムシーパートナーズ株式会社
MC Partners

☎0120-930-676 ☎029-888-4073

〒つくばオフィス: 茨城県稲敷郡阿見町中央 7-1-5

お気軽にご相談ください!!

相続、抵当権抹消、贈与(不動産の登記名義変更)

※全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

阿見町役場
阿見小学校
阿見中学校
JA

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号
神林ビル202号室 あみ司法書士事務所
(茨城県司法書士会認定) 司法書士 堀一樹

TEL 029-804-0382
E-mail: ami-shikocasyoshi@com.zaq.ne.jp

(平日 午前9:00～午後6:00)
・上記以外の時間帯や、土日祝日でも
対応致します。
・面談は、事前のご予約が必要です。



定例相談

人権・行政相談

日時 8月1日(木) 午前10時～午後3時
場所 役場3階305会議室
問い合わせ 人権相談：社会福祉課☎888-1111
行政相談：総務課☎888-1111

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時
場所 中郷保育所内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター☎891-2772

教育相談

日時 月～金曜日 午前9時～午後5時
場所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター(やすらぎの園)☎888-1225

心配ごと相談

日時 水曜日 午後1時～4時
弁護士相談 月1回午後1時～3時30分 ※弁護士相談は毎週水曜日の心配ごと相談で予約
場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会☎887-0084

高齢者総合相談

日時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
場所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター☎887-8124

消費者相談

日時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
場所 役場1階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター☎888-1871

交通事故相談

期日 月・水～金曜日(火曜日は閉庁)
時間 午前9時～正午、午後1時～4時45分
弁護士相談 第3水曜日 午後1時～4時 ※要予約
場所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所☎823-1123

広報あみ配布施設

▼公共施設

▽役場1階正面玄関・ロビー▽役場2階秘書広聴課▽うずら出張所▽総合保健福祉会館『さわやかセンター』
▽中央・君原・かすみ公民館▽本郷・舟島・実穀ふれあいセンター▽吉原交流センター▽予科練平和記念館▽町民活動センター

▼その他の施設

▽町内の郵便局▽町内常陽銀行各支店▽筑波銀行各支店
▽水戸信用金庫阿見支店▽茨城県信用組合阿見支店
▽町内コンビニエンスストア▽カスミフードスクエア阿見店・荒川本郷店▽スーパータイヨー阿見店▽ランドロームフードマーケット阿見店

役場開庁時間

午前8時30分～午後5時15分
(土・日・祝日・年末年始を除く)
※休日開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

公共機関電話番号

うずら出張所 ☎841-1167	本郷ふれあいセンター ☎830-5100
健康づくり課 ☎888-2940	舟島ふれあいセンター ☎840-2761
地域子育て支援センター ☎891-2772	実穀ふれあいセンター ☎886-5225
霞クリーンセンター ☎889-0091	吉原交流センター ☎889-0277
上下水道課 ☎889-5151	図書館 ☎887-6331
町民活動センター ☎888-2051	予科練平和記念館 ☎891-3344
町男女共同参画センター ☎896-3181	総合運動公園 ☎889-2788
福祉センターまほろば ☎887-3969	教育相談センター ☎888-1225
消費生活センター ☎888-1871	阿見消防署 ☎887-0119
学校教育課 ☎888-0220	火災情報案内 ☎0297-64-0119
中央公民館 ☎888-2526	町民ダイヤル ☎887-6600
君原公民館 ☎889-1363	牛久警察署 ☎871-0110
かすみ公民館 ☎888-8111	牛久警察署 阿見地区交番 ☎888-0110

8月・9月の納税

8月

町・県民税(第2期)
国民健康保険税(第2期)
後期高齢者医療保険料(第2期)
介護保険料(第2期)
納期限 9月2日(月)

9月

国民健康保険税(第3期)
後期高齢者医療保険料(第3期)
介護保険料(第3期)
納期限 9月30日(月)

救急車出動状況：6月

阿見消防署管内調べ	(前月比)
出場件数 209件(－9)	急病 138件(－5)
	交通事故 16件(－2)
	一般負傷 26件(－5)
救急車の適正な利用をお願いします	その他 29件(+3)